

厚生労働省発政統 0324 第4号
令和 4 年 3 月 24 日

統計委員会委員長
椿 広 計 殿

厚生労働大臣
後 藤 茂 之

諮問第 161 号
賃金構造基本統計調査に係る匿名データの作成について(諮問)

標記について、別紙のとおり作成するに当たり、統計法(平成 19 年法律第 53 号)
第 35 条第2項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

諮問の概要

(賃金構造基本統計調査に係る匿名データの作成について)

今回、厚生労働省では、賃金構造基本統計調査について、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 35 条第 1 項の規定に基づき、以下のとおり匿名データの作成を行うことを計画しているところである。

1 賃金構造基本統計調査について

本調査は、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにするものである。

2 匿名データの作成方法の概要

「匿名データの作成・提供に関するガイドライン」（平成 21 年 2 月 17 日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）の匿名化処理基準に準拠しつつ、本調査の特徴を踏まえ、所要の匿名化処理を講じる。匿名化処理基準は、平成 30 年賃金構造基本統計調査を基に作成し、作成する他の年次（平成 27 年～29 年、令和元年）については、これに準じて作成するものとする（別添 1 参照）。

3 匿名データの種類

個人票に事業所票の情報を付与して作成する。

4 その他

匿名データの作成方法については、「匿名データの作成・提供に関するガイドライン」等を踏まえ、総務省統計研究研修所による検証を実施（別添 2 参照）。

別添一覧

別添 1 賃金構造基本統計調査 匿名データの作成方針

別添 2 賃金構造基本統計調査 匿名データの審査表

別添 3 賃金構造基本統計調査 調査の概要

別添 4 - 1 賃金構造基本統計調査 調査票様式（個人票）

別添 4 - 2 賃金構造基本統計調査 調査票様式（事業所票）

賃金構造基本統計調査 匿名データの作成方針

1 基本的な考え方

本調査の匿名データ化については、「匿名データの作成・提供に係るガイドライン」（平成 21 年 2 月 17 日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）の匿名化処理基準に準拠しつつ、本調査の特徴を踏まえ、所要の匿名化処理を講じる。

なお、匿名化処理基準は、平成 30 年賃金構造基本統計調査を基に作成し、作成する他の年次（平成 27 年～29 年、令和元年）については、これに準じて作成するものとする。

2 作成するデータの構成概要

賃金構造基本統計調査の個人票の労働者をレコードとし、当該労働者が属する事業所の情報を付加し、以下の匿名データを作成する。

（平成 30 年の場合）

| 調査本体の標本の大きさ | リサンプリング率 | 匿名データの標本の大きさ |
|--------------------------|----------|--------------|
| 約 130 万人 （約 5.7 万事業所） | 約 40% | 約 52 万人 |

※ 括弧内は、事業所数

3 適用する匿名化処理

本調査では、調査票情報に対して、以下の匿名化処理を適用する。

（1）リサンプリング

リサンプリングは、労働者を等間隔抽出し、抽出率が約 40%となるようにする。

（2）識別情報

以下の匿名化処理を講じるほか、出現数が少なく個体識別リスクが高いレコードは削除する（詳細は、「匿名データの審査表」を参照）。

ア 地域情報の削除

他の項目（産業大分類等）との組み合わせにおいて、度数が少なく特定のリスクが高いことから削除する。

イ 事業所一連番号の削除

同一事業所の労働者であることが特定できることから削除する。

ウ 産業大分類「C：鉱業、採石業、砂利採取業」に属する労働者の削除

事業所数が少ないため削除する。

エ 初任給額及び採用人員の削除

採用情報の情報と結びつけることで、事業所の特定につながるため削除する。
（他の個人項目から算出する方法を提示）

オ 公営の事業所の削除

事業所数が少ないため削除する。

カ 労働者が限定されている項目の提供不可

産業分類及び事業所規模により記入する労働者が限定されている項目は提供しない。

キ 集計用乗率（復元倍率）

事業所抽出率に労働者抽出率を乗じたものを提供することとするが、事業所規模の大きな事業所については、一部再付与する。

ク その他

これら以外にも、個体識別リスクの低減のため、レコードの削除、トップ又はボトムコーディング、リコーディング、乱数によるレコード順の並び替え等、必要な措置を行う。

また、トップ又はボトムコーディングに当たっては、利用者の利便性を考慮し、実際の結果との乖離を最小限にするとともに、統計調査の本体集計の結果表章に用いられる分類を参考とする（しきい値 0.5%）。

更に、匿名データの作成・確認表を作成する際に、組み合わせ等により個体識別リスクが高いレコードが出現した場合は、今回追加する匿名化処理基準に準じ、削除等の匿名化処理を行う。

賃金構造基本統計調査 匿名データの審査表

| 統計調査名 | | 賃金構造基本統計調査 | | | | | | |
|---------------------------|--|---|--|---------------------|--|---------|--|--------------------------|
| 匿名化処理の内容 | | 匿名化処理基準 (ベース年次:平成30年) | | 〇年調査(追加) | | 変更理由・備考 | | 検証結果 (統計研究研究所 記入欄) |
| リサンプリング | | ・労働者を等間隔抽出 ・抽出率は、約40% | | | | | | ○ |
| しきい値 | | ・0.5% | | | | | | ○ |
| データの並び替え | | ・労働者をランダムに並び替え | | | | | | ○ |
| 調査対象の個体識別情報の匿名化 | | ・事業所一連番号の削除 ・事業所の産業大分類のうち、事業所数が少ない「C:鉱業、採石業、砂利採取業」に属する労働者を削除 ・初任給額、採用人員の削除 ・労働者数の多い事業所のうち、同じ産業大分類において、同値の復元倍率を持つ事業数が少ない場合は、復元倍率を再付与又は削除 ・公営の事業所の削除 ・産業分類及び事業所規模により記入する労働者が限定されている項目は提供しない ・その他(匿名データの作成・確認表を作成する際に、組み合わせ等により個体識別リスクが高いレコードが出現した場合は、削除等の匿名化処理を行う。) | | | | | | ○ |
| 攪乱処理 | | なし | | | | | | ○ |
| 集計用乗率 | | ・加工項目の「復元倍率」(原則、事業所抽出率に労働者抽出率を乗じたもの)を提供 ・ただし、事業所規模の大きな事業所については、一部再付与して提供 | | | | | | ○ |
| 地域情報 | | 提供しない | | | | | | ○ |
| 提供項目等〔事業所票〕 | | 匿名化処理基準 (ベース年次:30年) | | 〇年調査(追加) | | 変更理由・備考 | | 検証結果 (統計研究研究所 記入欄) |
| | | 〇:原則そのまま提供 ▲:匿名化を講じて提供 ×:提供しない ー:調査なし | | | | | | |
| 都道府県番号 | | × | | | | | | ○ |
| 事業所一連番号 | | × | | | | | | ○ |
| (事業所の)産業分類番号 | | ▲ レコード削除 | | 「C:鉱業、採石業、砂利採取業」は削除 | | | | ○ |
| (1) 事業所の名称及び所在地(連絡先・担当者) | | × | | | | | | ○ |
| (2) 主要な生産品の名称及び事業の内容 | | × | | | | | | ○ |
| (3) 事業所の雇用形態別労働者数 | | | | | | | | ー |
| ① 事業所の常用労働者数 | | | | | | | | ー |
| 常用労働者数 正社員・正職員(男女別) | | × | | | | | | ○ |
| 常用労働者数 正社員・正職員以外(男女別) | | × | | | | | | ○ |
| 常用労働者数 常用労働者計 | | × | | | | | | ○ |
| 抽出率 | | × | | | | | | ○ |
| 抽出労働者数 正社員・正職員(男女別) | | × | | | | | | ○ |
| 抽出労働者数 正社員・正職員以外(男女別) | | × | | | | | | ○ |
| 抽出労働者数 抽出労働者計 | | × | | | | | | ○ |
| ② 事業所の臨時労働者数 | | | | | | | | ー |
| 臨時労働者数 | | × | | | | | | ○ |
| 抽出率 | | × | | | | | | ○ |
| 抽出労働者数 | | × | | | | | | ○ |
| (4) 企業全体の常用労働者数 | | ▲ グルーピング | | ・7区分で提供 | | | | ○ |
| (5) 新規学卒者の初任給額及び採用人員 | | | | | | | | ー |
| ① 事業所における新規学卒者の初任給額及び採用人員 | | | | | | | | ー |
| 初任給額(学歴別男女別) | | × | | | | | | ○ |
| 採用人員(学歴別男女別) | | × | | | | | | ○ |
| ② 初任給額の確定状況 | | × | | | | | | ○ |
| 〔加工項目〕 | | | | | | | | |
| 復元倍率 | | ▲ 再付与する | | ・一部の事業所が対象 | | | | ○ |

| 提供項目等〔個人票〕 | 匿名化処理基準 (ベース年次:30年) | | ○年調査(追加) | | 変更理由・備考 | 検証結果 (統計研究研修所 記入欄) |
|--------------------------|------------------------|-------------|---|--------|---|--------------------------|
| | ○:原則そのまま提供 | ▲:匿名化を講じて提供 | ×:提供しない | —:調査なし | | |
| 都道府県番号 | × | | | | | ○ |
| 事業所一連番号 | × | | | | | ○ |
| 枚目 | × | | | | | ○ |
| (1) 一連番号 | × | | | | | ○ |
| (2) 労働者の番号又は氏名 | × | | | | | ○ |
| (3) 性別 | ○ | | | | | ○ |
| (4) 雇用形態 | ○ | | | | | ○ |
| (5) 就業形態 | ○ | | | | | ○ |
| (6) 最終学歴 | ○ | | | | | ○ |
| (7) 年齢 | ▲ | ・グループピング | ・5歳階級 (ただし、24歳以下は、15～17歳、18～19歳、20～21歳、22～24歳の区分で提供) | | | ○ |
| | | ・トップコーディング | ・しきい値に基づきトップコーディングの値を設定 | | ・75歳以上でトップコーディング | |
| (8) 勤続年数 | ▲ | ・トップコーディング | 一般労働者及び短時間労働者別に、しきい値に基づきトップコーディングの値を設定 | | | ○ |
| (9) 労働者の種類 | × | | | | | ○ |
| (10) 役職番号 | ▲ | ・情報の削除 | ・短時間労働者については、提供しない | | | ○ |
| (11) 職種番号 | ▲ | ・グループピング | ・7区分で提供 | | | ○ |
| (12) 経験年数 | ○ | | | | | ○ |
| (13) 実労働日数 | ▲ | ・ボトムコーディング | ・一般労働者、短時間労働及び臨時労働者別に、しきい値に基づきボトムコーディングの値を設定 | | | ○ |
| | | ・トップコーディング | ・一般労働者、短時間労働及び臨時労働者別に、しきい値に基づきトップコーディングの値を設定 | | | |
| (14) 所定内実労働時間数 | ▲ | ・ボトムコーディング | ・一般労働者、短時間労働及び臨時労働者別に、しきい値に基づきボトムコーディングの値を設定 | | | ○ |
| | | ・トップコーディング | ・一般労働者、短時間労働及び臨時労働者別に、しきい値に基づきトップコーディングの値を設定 | | | |
| (15) 超過実労働時間数 | ▲ | ・トップコーディング | ・一般労働者、短時間労働及び臨時労働者別に、しきい値に基づきトップコーディングの値を設定 | | | ○ |
| (16) きまって支給する現金給与額 | ▲ | ・トップコーディング | ・一般労働者、短時間労働及び臨時労働者別に、しきい値に基づきトップコーディングの値を設定 | | 単位を万円単位とする。 ・トップコーディングは、万円未満を切り捨て ・ボトムコーディングは、万円未満を切り上げ | ○ |
| (17) 超過労働給与((16)のうち) | ▲ | ・トップコーディング | ・一般労働者、短時間労働及び臨時労働者別に、しきい値に基づきトップコーディングの値を設定 | | 同上 | ○ |
| (18) 通勤手当 ((16)のうち) | × | | | | | ○ |
| (19) 精皆勤手当 ((16)のうち) | × | | | | | ○ |
| (20) 家族手当 ((16)のうち) | × | | | | | ○ |
| (21) 昨年1年間の賞与、期末手当等特別給与額 | ▲ | ・トップコーディング | ・一般労働者及び短時間労働者別に、しきい値に基づきトップコーディングの値を設定 | | 同上 | ○ |
| (22) 在留資格番号(令和元年調査) | ▲ | ・グループピング | ・在留資格の有無(外国人か否か) | | 令和元年調査からの新規項目 | ○ |

令和元年賃金構造基本統計調査 結果の概況:調査の概要

調査の概要

賃金構造基本統計調査においては、長年にわたり、統計法に基づき総務大臣が承認した調査計画と異なる取扱いとして、調査の範囲から「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を除外することや、調査計画に定めた調査員調査ではなくほとんどを郵送調査とすることなどを行っていました。利用者の皆様、調査にご協力をいただいている皆様をはじめとする国民の皆様にご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

※ 本件については、厚生労働省より、平成31年1月28日付で公表(※1)するとともに、総務省行政評価局より、同年3月8日付けで緊急報告(※2)が公表されています。

(※1) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03423.html

(※2) http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/107317_180521_00003.html

令和元年賃金構造基本統計調査においては、平成31年3月13日付けで総務省に対し、郵送調査の実施等を正式に位置付ける調査計画の変更申請を行い、令和元年5月16日付けで総務大臣の承認を得て以下のとおり調査を実施しました。

1 調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計「賃金構造基本統計」の作成を目的とする統計調査であり、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにするものである。

2 調査の範囲

(1) 地域

日本全国(ただし、一部島しょ部を除く。)

(2) 産業

日本標準産業分類(平成25年10月改定)に基づく16大産業[鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業(その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。)、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業及びサービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く。)]

※ 統計法に基づき総務大臣が承認した調査計画では、大分類「宿泊業、飲食サービス業」のうち小分類「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を調査の範囲から除くことはしていないが、平成30年調査以前は調査の範囲から除外していた。令和元年調査においては、調査計画どおり、「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を調査の範囲に加えている。

(3) 事業所

事業所母集団データベース(平成29年次フレーム)の事業所を母集団として、上記(2)に掲げる産業に属し、5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所(5~9人の事業所については企業規模が5~9人の事業所に限る。)及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所から、都道府県、産業及び事業所規模別に一定の方法で抽出した78,482事業所を客体とした。

3 調査事項

事業所の属性、労働者の性、雇用形態、就業形態、学歴、年齢、勤続年数、労働者の種類、役職、職種、経験年数、実労働日数、所定内実労働時間数、超過実労働時間数、きまって支給する現金給与額、超過労働給与額、平成30年1年間の賞与、期末手当等特別給与額、在留資格

4 調査の時期

令和元年6月分の賃金等(賞与、期末手当等特別給与額については平成30年1年間)について、令和元年7月に調査を行った。

5 調査の方法

令和元年調査は、複数の調査事業所を有し、これらの事業所の報告を一括して行うことを厚生労働大臣が指定する企業(以下「一括調査企業」という)又は一括調査企業に属する調査事業所以外の調査事業所(以下「一括調査企業以外の事業所」という)が、厚生労働省から直接郵送により配布された調査票に記入することにより実施した。調査票の配布及び回収は以下のとおり行った。

※ 平成30年調査以前は、統計法に基づき総務大臣が承認した調査計画では、調査員調査により実施するとしていたが、実際はほとんどが都道府県労働局又は労働基準監督署からの郵送調査により実施していた(ただし、一部の客体事業所については、同職員又は統計調査員が客体事業所を直接訪問し、調査票の配布・回収を行った。)。このため、令和元年調査では、郵送調査の実施を正式に位置付ける調査計画の変更を行った上で、上記の調査の方法により調査を実施した。

(1) 一括調査企業

厚生労働省が郵送により調査票を配布及び回収した。ただし、一部の企業については、調査票の様式により記録した光ディスクにより回収した。

(2) 一括調査企業以外の事業所

厚生労働省が郵送により調査票を配布し、都道府県労働局又は労働基準監督署が郵送により回収した。ただし、一部の事業所については、都道府県労働局若しくは労働基準監督署の職員又は統計調査員が訪問し、回収した。

6 集計・推計方法

都道府県、産業、事業所規模ごとに復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した労働者数の加重平均により賃金等を算出した。

7 調査系統

(1) 一括調査企業

(ア) 調査票の配布
厚生労働省－報告者
(イ) 調査票の回収
厚生労働省－報告者

(2) 一括調査企業以外の事業所

(ア) 調査票の配布
厚生労働省－報告者
(イ) 調査票の回収
厚生労働省－都道府県労働局－(労働基準監督署)－(統計調査員・職員)－報告者

8 調査対象数、有効回答数及び有効回答率

調査対象数:78,482事業所 有効回答数:53,867事業所 有効回答率:68.6%(前年72.4%)

なお、本概況では、上記の有効回答を得た事業所のうち、10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所(47,148事業所)について集計した。



〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話:03-5253-1111(代表)
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

様式第2号

統計法に基づく
基幹統計調査



都道府県番
事業所一連番号

賃金構造基本統計調査
個人票



(平成 年6月分)
厚生労働省

この調査票に記入された事項について
は、統計以外の目的に使ったり、他に漏
らしたりすることはありません。

枚目

Table with 21 columns: (1) 一連番号, (2) 労働者の番号又は氏名, (3) 性, (4) 雇用形態, (5) 就業形態, (6) 最終学歴, (7) 年齢, (8) 勤続年数, (9) 労働者の種類, (10) 役職番号, (11) 職種番号, (12) 経験年数, (13) 実労働日数, (14) 所定内実労働時間数, (15) 超過実労働時間数, (16) 支払った支給する現金給与額, (17) 超過労働給与額, (18) 通勤手当, (19) 精進手当, (20) 家族手当, (21) 備考. Includes a large red watermark '見本' in the center.

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。
この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。
この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。

様式第1号

賃金構造基本統計調査

事業所票

(平成 年6月分)



政府統計

※ 局 署
記 入 欄

統計法に基づく
基幹統計調査



厚生労働省

| | | | | | |
|--|--------|---------|--------|---|---|
| この調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使ったり、他に漏らしたりすることはありません。 | 都道府県番号 | 事業所一連番号 | 産業分類番号 | | |
| | | | 大 | 中 | 小 |

| | |
|--------------------------------|-------------------------|
| 事業所の名称 (1) 及び所在地 並びに法人番号 | 法人番号 |
| | 連絡先電話番号 ()-() 番(内線 番) |
| | 記入担当者氏名 |
| 主要な生産品 (2) の名称又は 事業の内容 | |

(注) 個人事業主の場合、法人番号欄は記入不要です。マイナンバー(個人番号)の記入はしないでください。

(3) 事業所の雇用形態別労働者数

① 事業所の常用労働者数

| 区 分 | | 常用労働者数 | 抽出率 | 抽出労働者数 |
|---|--|--------|-----|--------|
| 常用労働者 常用労働者とは ・ 期間を定めずに雇われている労働者 又は ・ 1か月以上の期間を定めて雇われている労働者をいいます。 | 正社員・正職員 貴事業所において、 正社員・正職員とする者 | 男 | 1 | 人 |
| | | 女 | | |
| | 正社員・正職員 以外 常用労働者のうち 「正社員・正職員」 以外の者 | 男 | | |
| | | 女 | | |
| 常用労働者計 | | | | |

| | |
|--------|---|
| 個人票の枚数 | 枚 |
|--------|---|

| | |
|---------|---------|
| ※ 調査担当者 | ※ 点検担当者 |
| | 局 署 |

記入上の注意

- 6月30日現在(給与締切日の定めがある場合には、6月における最終の給与締切日現在)又は6月1日から6月30日までの期間(給与締切日の定めがある場合には、6月の最終の給与締切日以前1か月間)の状況について記入してください。
- 調査票の記入に当たっては、「調査票記入要領」をよくお読みください。
- 調査票は黒又は青のボールペンで記入してください。
- 調査票の記入事項で該当区分のあるものは、該当する番号を1つだけ○で囲んでください。
- ※印欄は記入しないでください。

② 事業所の臨時労働者数

| 区 分 | 臨時労働者数 | 抽出率 | 抽出労働者数 |
|--|--------|-----|--------|
| 臨時労働者 常用労働者に該当しない労働者 (日々又は1か月未満の期間を定めて雇われている労働者) | 人 | 1 | 人 |

(4) 企業全体の常用労働者数(貴事業所が属する企業全体(本社、支社、工場、営業所等)の常用労働者の総数をいいます。)

| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
|----------|---------------|-----------|-----------|-----------|---------|---------|-------|
| 5,000人以上 | 1,000人～4,999人 | 500人～999人 | 300人～499人 | 100人～299人 | 30人～99人 | 10人～29人 | 5人～9人 |

(5) 新規学卒者の初任給額及び採用人員(民営の事業所のみ記入してください。)

① 貴事業所における新規学卒者の初任給額及び採用人員

| 区 分 | 男 | | 女 | |
|-----------------|----------|------|----------|------|
| | 初任給額 | 採用人員 | 初任給額 | 採用人員 |
| 高 校 卒 | 万円 千円 百円 | 人 | 万円 千円 百円 | 人 |
| 高専・短大卒 | | | | |
| 大 学 卒 | 事務系 | | | |
| | 技術系 | | | |
| 大 学 院 修士課程修了 | | | | |

② ①の初任給額の確定状況

| | |
|---|----------------------------------|
| 1 | 本年度の初任給額として確定したものである。 |
| 2 | ベース・アップが決まっていない等のため確定していないものである。 |

備 考

- 新規学卒者とは、原則として本年3月に学校教育法に基づく高校、高専・短大、大学を卒業又は大学院修士課程を修了し修士号を取得した者若しくは取得見込みの者をいいます。ただし、大学医学部及び歯学部、専修学校、各種学校(准看護師養成所、看護師養成所等)、職業能力開発施設等の卒業者は除きます。
- 初任給額は、貴事業所に配属されている新規学卒者について、**所定内給与額から通勤手当を除いた額**を記入してください。(所定内給与額から超過労働給付額(時間外手当、深夜手当、休日手当、宿日直手当等)を除いたものです。また、賞与は含まれません。) 100円未満の端数は、四捨五入してください。
- 採用人員のうち、本社等で一括採用し、支社等に配属した場合の人員は、配属先の支社等も含め、本社等から除きます。

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。この調査の対象となった事業所の方々には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。この調査の実施に当たっては、特に必要がある場合には、資料の提出のお願いや関係者の方々への質問を行うことがあります。